

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年六月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年六月二十五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉村正則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上里鬼石線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
三町字横町裏五九一番一地先まで	児玉郡上里町大字三町字横町裏五七八番一二地先から同郡同町大字	区 間
九・七一〇 二三・一〇	七・三二〇 二三・一〇	敷地の幅員 (メートル)
	二九〇・〇〇	延長 (メートル)
自転車歩行者道整備工事である。		備 考